



扶養手当等の過支給について

本市では、今年度実施した扶養手当の支給要件確認において、支給要件を満たしていないにもかかわらず、扶養手当を支給していた事案が確認されました。

また、今回の調査にあわせて過去の調査内容を遡って確認したところ、令和2年度※までの各年度においても、同様の誤支給があったことが判明しましたので、お知らせします。

※過支給に係る返還請求権の消滅時効は5年であるため、令和元年度以前分は調査対象外としています。

1 概要

本市では、扶養手当の支給要件確認を年1回実施しています。

今年度の確認において支給要件を満たしていない事案が判明したため、当該職員の過去の調査票を確認したところ、過年度にも同様の誤支給があったことが分かりました。

また、同様の支給要件で認定されている他の職員についても、今年度分及び過去の調査票を再確認した結果、支給要件を満たしていない事案が確認されました。

(1) 支給要件を満たしていない事案

- ・事案①：別居の父母等を扶養親族としている職員について、職員の送金等の負担額が支給基準（世帯収入の1／3以上等）を満たしていなかった事案
- ・事案②：事業所得の収入額を算定する際に必要経費の控除方法を誤ったことにより、本来の基準を満たさない扶養親族を認定していた事案

(2) 過支給の件数（令和2年度から令和7年度までの合計）

区分	事案①	事案②	合計
対象者数	9名	1名	10名
延べ件数	45件	6件	51件

2 発生原因

(1) 事案①について

呉市職員の給与に関する条例施行規則第4条では、扶養親族の要件を欠くに至った場合、職員は速やかに任命権者へ届け出ることが規定されています。

また、別居の父母等を扶養親族とする場合は、職員の送金等の負担額が世帯収入の1／3以上あり、他の扶養義務者がいる場合はその負担額を上回ることが必要です。

しかし、これらの要件については、平成16年に通知を発出して以降、庁内で十分な周知が行われておらず、負担額や同居・別居の変更時に届出が必要であるとの認識が職員に浸透していませんでした。

また、人事課においても制度理解が不十分であったため、誤りを適切に確認できず、今まで発見に至らなかったものです。

(2) 事案②について

事業所得のある者を扶養親族として認定する際の収入基準は、課税上の所得金額とは異なり、一部の経費のみを必要経費として控除し判定する取扱いとなっています。

しかし、人事課職員の制度理解が不十分であったため、各年度の調査確認において課税上の所得金額をそのまま収入額として扱っており、本来、認定を取り消すべき扶養親族が認定されたまま処理されていました。

3 影響

(1) 過支給となった手当額（令和2年度から令和7年度までの合計）

【事案①】対象者9名 ※1名当たり 48,399円～537,138円を過支給

扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	合計
2,817,455円	7,930円	582,569円	472,145円	3,880,099円

【事案②】対象者1名

扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	合計
294,000円	420円	59,725円	49,362円	403,507円

※扶養手当の額は、地域手当及び期末勤勉手当算出基礎額に含まれているため、地域手当及び期末勤勉手当の支給額にも影響します。

※扶養手当月額：別居の父母等6,500円、配偶者3,000円（令和7年3月以前は6,500円）

(2) 扶養認定取消による扶養親族の国民健康保険及び国民年金保険料の影響額

事案②の対象者は職員の配偶者です。事業所得のある扶養親族の認定基準は共済組合の健康保険の被扶養者基準と同様であるため、扶養手当の認定取消に伴い、健康保険の被扶養者資格も取消となります。

さらに、対象が配偶者であることから、国民年金第3号被保険者資格も同様に取消されます。

扶養認定が取消された期間中、配偶者は国民健康保険及び国民年金に遡って加入する必要があります、時効の関係から最長2年間の保険料負担が生じます。

また、国民年金については、2年以上前の期間の保険料は時効により納付できず未納扱いとなるため、将来の年金額に影響する可能性があります。

なお、健康保険の被扶養者資格取消に伴う医療費については、保険者間で調整されるため、職員が返納等を行う必要はありません。

5 対応方針

扶養手当等を過支給していた対象職員に認定取消の届出を求め、過支給となった手当について返還請求を行いました。

6 再発防止策

今後は、職員が扶養手当などの給与制度を正しく理解した上で事務処理に当たるとともに、給与の手引の見直し・周知や研修による知識向上、確認方法の改善といった対策を講じ、再発防止を図ります。